

日・ASEAN包括的経済連携協定第一改正議定書

令和2年2月
経済連携課

経緯

- 2008年、日・ASEAN包括的経済連携協定(EPA)に署名。
- 2010年7月までに全締約国間で発効。
(サービスの貿易及び投資の自由化・円滑化等については交渉の継続を規定。)
- 2019年2月から4月に本議定書に署名。



主な内容

- サービスの貿易
内国民待遇、規制の透明性等の規定及び分野ごとに行う特定の約束表。
- 投資
公正な待遇・十分な保護、正当な補償等を伴わない収用の禁止、紛争解決
手続等の規定。
- 自然人の移動
自然人の入国及び一時的な滞在に係る規定及び約束表。

<ASEAN概要>

1967年設立。構成国10か国(ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ及びベトナム)

- 人口(全ASEAN構成国合計) : 6.54億人(2018年)
- 一人当たりGDP : 4,540米ドル(2018年)
- 在留邦人 : 205,257人(2018年)
- 進出日系企業 : 12,953拠点(2018年)
- 進出分野 : 製造業、サービス業等

早期締結の意義

- 我が国の第2の貿易相手、第3の投資先であるASEANを構成する国々とのサービスの貿易及び投資に係る関係強化。
- 我が国が各ASEAN構成国との間で既に締結しているEPA等において約束している内容を補完・拡充するもの(特に、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの関係では、サービスの貿易について規定する初めての経済連携協定。)。

(参考)

- 日本のEPA・FTA
これまで21か国・地域と18の経済連携協定(EPA)が発効済み・署名済み。
- ASEAN全構成国のEPA・FTA
中国、韓国、インド、豪州、NZ、香港とEPA・FTAが発効済み。